

第7章 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業について

1

経緯および概要

厚生労働省では、高次脳機能障害者が医療・福祉サービスを適切かつ円滑に受けられるようにするために、平成13年度から17年度までの5か年間、国立身体障害者リハビリテーションセンター（現在の国立障害者リハビリテーションセンター）と12地域の地方自治体による高次脳機能障害支援モデル事業を実施しました。モデル事業では、医療・福祉サービスを提供するための対象者を明確にするための「高次脳機能障害診断基準」が作成されました。また、モデル事業に参画した各自治体に支援拠点機関と支援コーディネーターが配置され、高次脳機能障害者の医療から福祉への円滑な移行、望ましい社会復帰を図る実践が行われました。

このモデル事業は、さらに全国展開を目指して、平成18年10月から、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業の一つである「高次脳機能障害支援普及事業」（現在の「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」）に引き継がれました。

この事業は、地域生活支援事業のうち、専門性の高い相談支援として都道府県が実施する事業に位置づけられており、都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援などに関する研修などを行うものです。

東京都は、平成18年11月から、東京都心身障害者福祉センターを支援拠点機関として以下に掲げる取組を実施しています。

2

支援拠点機関としての東京都心身障害者福祉センターの取組

東京都心身障害者福祉センターは、支援拠点機関として、①相談支援、②支援ネットワーク構築、③人材育成、広報・普及啓発を柱として事業を展開するとともに、高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラムおよび就労準備支援プログラムの2つの通所プログラムを実施しています。

令和2年度現在の具体的な事業内容は、以下のとおりです。

① 相談支援事業

- ・ 専用電話相談
- ・ 家族会による「医療及び家族相談会」への支援

② 支援ネットワーク構築

- ・ 地域（区市町村、二次保健医療圏域）のネットワーク構築への支援
- ・ 高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会の設置運営

③ 人材育成、広報・普及啓発

- ・ 関係機関職員向け研修会および区市町村相談支援員連絡会
- ・ パンフレット・ハンドブック作成など
- ・ 地域の研修会などへの講師派遣など

④ 通所プログラムによる支援

- ・ 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム
- ・ 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム

【通所プログラムによる支援について】

① 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム

自立した社会生活や就労（福祉的就労を含む。）などの社会参加を目指している方に対して、地域の支援機関（相談支援事業所、保健所、福祉事務所、通所先など）からの依頼に基づき、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行うプログラムです。

○プログラムの内容

- ・ 個別課題では作業療法士が中心となり、個々の障害状況に合わせて、作業能力面や生活管理面などの評価を行います。
- ・ グループワークでは、自分の意見を伝える、他者の意見を聞く、場面に合わせた行動をするなどの経験を通して、主に対人技能面の評価を行います。
- ・ 評価と評価結果により整理した内容を、ご本人と支援機関等に報告します。

○対象者

- ・ 高次脳機能障害の診断のある年齢が15歳から65歳未満の方（障害者手帳の有無は問いません。）
- ・ 日常生活が自立していて、就労や社会参加を目指す上で、生活管理や職業準備性などに課題のある方
- ・ 公共交通機関を利用して通所することが可能な方

○利用期間

- ・ 利用期間は原則4か月

○費用

- ・ プログラムにかかる費用は無料です。通所に必要な交通費、昼食代は自己負担です。

② 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム

就労（福祉的就労を含む。）を希望する方に対して、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所など）からの依頼に基づき、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題（模擬的な職務課題）による評価、就労準備講習、グループワークなどを組み合わせて行うプログラムです。

○プログラムの内容

- ・ 就労に向けた様々な種類の作業課題を個別に設定し、評価とトレーニングを行います。
- ・ 障害状況に応じたメモリーノートや手順書などの代償手段を検討し、活用を目指します。
- ・ 作業課題やグループワークなどを通して、自己の障害への理解を深めます。
- ・ 評価結果と職業的課題を、ご本人と支援機関等に報告します。

○対象者

- ・ 高次脳機能障害の診断のある年齢が15歳から65歳未満の方（障害者手帳の有無は問いません。）
- ・ 公共交通機関を利用して通所することが可能な方

○利用期間

- ・ 利用期間は原則6か月

○費用

- ・ プログラムにかかる費用は無料です。通所に必要な交通費、昼食代は自己負担です。